

○宮崎大学公開講座規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年8月16日 平成22年9月22日
令和元年9月30日 令和4年9月30日
令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学基本規則第57条に規定する公開講座について、必要な事項を定める。

(受講資格等)

第2条 宮崎大学（以下「本学」という。）の実施する公開講座の受講資格、募集人員、実施内容及び実施時間数については、その都度定める。

(時期、場所等)

第3条 公開講座は、本学の授業その他重要な行事の実施に支障のない時間に行うものとする。

2 公開講座は、原則として本学の施設を使用して行うものとする。ただし、必要がある場合は、本学以外の施設で実施することができる。

(講師)

第4条 公開講座の講師は、本学の教職員のうちから学長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者に対し、講師を委嘱することができる。

(修了証書)

第5条 学長は、公開講座において所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第6条 公開講座を受講しようとする者は、原則として講習料を納付しなければならない。

2 前項の講習料の額は、別表のとおりとする。

3 別表に定める講習料の額により難しい場合、又は公開講座の一部を受講する場合の講習料の額は、学長が別に定めることができる。

4 既納の講習料は、返還しない。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 公開講座に関する事務は、学び・学生支援機構事務部共創人材育成課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

1 講座当たりの時間数	公開講座講習料	備 考
5時間以下	5,300円	
5時間を超え 10時間以下	6,400円	
10時間を超え 15時間以下	7,400円	
15時間を超え 20時間以下	8,400円	
20時間を超え 25時間以下	9,400円	
25時間を超え 30時間以下	10,400円	
30時間を超え 35時間以下	11,500円	
35時間を超え 40時間以下	12,500円	
40時間を超え 45時間以下	13,500円	
45時間を超え 50時間以下	14,500円	
50時間を超え 55時間以下	15,500円	
55時間を超え 60時間以下	16,500円	
60時間を超え 65時間以下	17,600円	
65時間を超え 70時間以下	18,600円	
70時間を超え 75時間以下	19,600円	
75時間を超え 80時間以下	20,600円	
80時間を超え 85時間以下	21,600円	
85時間を超え 90時間以下	22,700円	
90時間を超え 95時間以下	23,700円	
95時間を超え 100時間以下	24,700円	
100時間を超え 105時間以下	25,700円	
105時間を超え 110時間以下	26,700円	
110時間を超え 115時間以下	27,800円	
115時間を超え 120時間以下	28,800円	